

## 犬山市生活交通確保維持改善計画

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成29年6月 日

犬山市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

犬山市の東部は標高130m～200mの丘陵地であり、公共交通不便地域の大多数を占めている。また、鉄道沿線の地域（市中心部、西部及び南部）と比べ、高齢化率が高い地区が密集しており、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、生活交通としてのコミュニティバスが、市中心部にある鉄道駅、医療機関、商業施設等と郊外を結ぶ、市民の足として必要不可欠となっている。

犬山市では、民間バスの撤退による公共交通不便地域の解消及び高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者を対象に、主要な公共施設や市街地等へ移動する手段として、平成12年度より4路線でコミュニティバスの運行を開始し、更なる公共交通不便地域の解消を目指し、平成23年度から2カ年にわたり、調査事業としてアンケート調査やヒアリング調査等を行った。

調査の結果、平成25年11月からバス停留所を既存バス停の83箇所から138箇所へ増設し、市外延伸を含む路線の見直しにより、路線長の合計を34.3km延ばし、110km程度とすること、また、車両の3台増車により運行便数を3～4便から5～7便・運行日数は2～3日から2～4日に拡充を図った。

更に、平成27年9月1日～25日にかけて、市内全町内会への回覧等による「犬山市コミュニティバスバス停の新設・移設・廃止について」の意見募集を実施し、寄せられた意見について、安全性・運行ダイヤへの影響・施設等への近接性などの指標を基に、地域公共交通会議で協議を図った。協議の結果、バス停の新設6箇所、移設2箇所の意見を反映し、平成28年11月1日より新運行を開始した。

今後も変化する市民ニーズに対応するとともに、高齢社会を見据え、コミュニティバスが市民の貴重な足としての機能を更に発揮し、市民が健康で豊かな暮らしを送るため事業を継続する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

## (1) 目標

- ① 外出機会の増加
- ② 顕在する利用者の利用率向上と新たな利用者の開拓
- ③ バスに対する満足度の上昇

コミュニティバス利用者数：年間利用者目標数 85,000人以上(補助金対象外の路線含む計8路線)

○ 補助対象となる各フィーダー系統の目標は下記のとおり

【単位：人】

路線名	平成30年度目標	平成31年度目標	平成32年度目標
栗栖線	10,000	10,000	10,000
上野線	11,700	11,700	11,700
今井・前原	20,000	20,000	20,000
楽田東部線	7,000	7,000	7,000
善師野線	13,800	13,800	13,800
内田線	4,400	4,400	4,400
計	66,900	66,900	66,900

※目標期間：平成29年10月1日～平成30年9月30日

(2) 効果

コミュニティバスを運行することにより、高齢者や自ら交通手段を持たない交通弱者の移動手段が確保され、外出機会が増加し、豊かな市民生活の維持向上につながる。

**3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送事業者**

表1のとおり

(1) 補助対象となるフィーダー系統

路線	区間	運行日
栗栖線	栗栖北～犬山駅東口～総合犬山中央病院	月・火・金
上野線	上野南～犬山駅西口～総合犬山中央病院	月・水・金
今井・前原線	四ッ家～総合犬山中央病院～犬山駅東口	火・水・木・金
楽田東部線	つつじヶ丘団地～総合犬山中央病院～犬山駅東口	月・水・木
善師野線	善師野台北～市民健康館～犬山駅東口	火・水・木・金
内田線	犬山駅西口～内田～総合犬山中央病院	火・木

運行日（月～金曜日 祝日も運行・12月29日～1月4日は運休）

(2) 路線図及び時刻表 別添参照

(3) 運行事業者 あおい交通株式会社

(4) 運行事業者の決定方法

平成25年6月14日（金）、4社による指名競争入札により、あおい交通株式会社に決定し、5カ年の長期契約を締結。

あおい交通株式会社については、平成19年1月より犬山市のコミュニティバス運行を担い、常に安全な運行とサービス向上に努めており、また、犬山市の路線、停留所付近の地形や交通状況に熟知している。さらに、犬山市に隣接する小牧市に営業所を有しており、運行管理体制が十分整備されている。

(5) 運行事業者を選定した経緯

一般乗合旅客自動車運送事業の資格を有し、また、緊急時に対応するために、市内又は隣接する市町に営業所等を有していることを条件とした。さらに、運行の安定性、継続性を確保するために、現在、路線バスの運行を行っている事業者を選定することとした。

それらの条件に合致した事業者は、入札参加者名簿に登録された事業者の中には2社しかいないため、名簿登録されていないが、条件には該当している2社を加え、4社で指名競争入札を行った。

**4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

表2のとおり

**5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

あおい交通株式会社

**6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法**

（事業者補助のため）該当なし

**7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

<b>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</b>		
該当なし		
<b>9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</b>		
犬山市交通不便地区人口 3,774人 (別表5のとおり)		
<b>10. 車両の取得に係る目的・必要性</b>		
犬山市コミュニティバスは車両5台体制で運行を行っているが、内2台については、耐用年数を大幅に上回る10年以上を経過しており、安全な輸送を確保するためにも、早急な買い換えが必要となっている。		
<b>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>		
(1) 目標		
平成30年度中に車両2台の購入を行う(平成31年度、平成32年度については購入の予定無し)		
(2) 効果		
安全な輸送の確保及び車両修理費用が抑えられる。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の車両修理費用：350万円/5年間/2台</li> <li>・予想される車両修理費用：20万円/5年間/2台 (▲330万円の車両修理費用の削減)</li> </ul>		
<b>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>		
平成30年度中に2台の車両を購入する予定。		
取得及び購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。		
総額は2,557万円(1,900万円+657万円)		
(詳細は表8及び表9のとおり)		
<b>13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画</b>		
現在の車輛修理費用：350万円/5年間/2台 予想される車輛修理費用：20万円/5年間/2台 5年間で330万円の車輛修理費用の削減となる見込み		
<b>14. 協議会の開催状況と主な議論</b>		
<b>■ 平成23年度犬山市地域公共交通会議及びコミュニティバス運行検討委員会の開催概要</b>		
<b>地域公共交通会議</b>	<b>コミュニティバス 運行検討委員会</b>	<b>議事内容</b>
第1回 平成23年 7月28日(木)	第1回 平成23年 6月30日(木)	・1日乗車券の導入
第2回 平成23年 12月22日(木)	第2回 平成24年 1月20日(金)	・1日乗車券制度導入後の利用者の推移及び 利用者インタビュー ・地域公共交通確保維持改善事業費を活用した 調査事業
第3回 平成24年 3月27日(火)	第3回 平成24年 3月27日(火)	・生活交通ネットワーク計画策定調査の報告

■ 平成 24 年度犬山市地域公共交通会議及びコミュニティバス運行検討委員会の開催概要

地域公共交通会議	コミュニティバス 運行検討委員会	議事内容
第 1 回 平成 24 年 5 月 25 日 (金)	第 1 回 平成 24 年 5 月 25 日 (金)	・コミュニティバス利用者数の推移 ・コミュニティバス再編計画 ・意見交換会の開催
	第 2 回 平成 24 年 10 月 29 日 (月)	・スケジュール ・コミュニティバス再編計画 ・コミュニティバス利用者の推移
第 2 回 平成 24 年 11 月 29 日 (木)		・コミュニティバス再編に向けたスケジュール ・コミュニティバス再編計画 ・コミュニティバス停留所の一部変更
	第 3 回 平成 25 年 2 月 5 日 (火)	・スケジュール ・再編の方法 ・新運行ルート、路線図
第 3 回 平成 25 年 2 月 19 日 (火)		・スケジュール ・犬山市生活交通ネットワーク計画

■ 平成 25 年度犬山市地域公共交通会議及びコミュニティバス運行検討委員会の開催概要

地域公共交通会議	コミュニティバス 運行検討委員会	議事内容
第 1 回 平成 25 年 5 月 23 日 (木)	第 1 回 平成 25 年 5 月 23 日 (木)	・地域公共交通調査事業報告 ・犬山市生活交通ネットワーク計画 ・生活交通改善事業計画
第 2 回 平成 25 年 8 月 22 日 (木)		・コミュニティバス再編までの経過報告 ・コミュニティバス利用状況報告 ・コミュニティバス再編路線・時刻表 ・犬山市生活交通ネットワーク計画
第 3 回 平成 25 年 12 月 19 日 (木)		・コミュニティバス利用者の状況 ・路線の見直しについて ① 善師野線 ② 内田線 ③ 栗栖線

■ 平成 26 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	コミュニティバス 運行検討委員会	議事内容
第 1 回 平成 26 年 6 月 25 日 (水) (書面による審議)		・平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通ネットワーク計画
第 2 回 平成 26 年 12 月 25 日 (木)		・平成 25 年 11 月再編後の実績報告及び検証 ・平成 25・26 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価

※コミュニティバス運行検討委員会については平成 25 年 11 月の再編に伴い、当初の目的を達成しその役割を果たしたものとして、平成 26 年 6 月 19 日をもって廃止とした。

## ■ 平成 27 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 平成 27 年 6 月 17 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画</li> <li>・ 平成 26 年度実績報告</li> </ul>
第 2 回 平成 27 年 12 月 25 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年 10 月までの実績報告</li> <li>・ コミュニティバス利用者アンケート調査結果</li> <li>・ 平成 26・27 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価</li> </ul>
第 3 回 平成 28 年 2 月 18 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停見直し案について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①上野線</li> <li>②善師野線</li> <li>③楽田東部線</li> <li>④池野・長者町線</li> <li>⑤内田線</li> </ul> </li> </ul>

## ■ 平成 28 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 平成 28 年 6 月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停見直し案 (未協議分) について</li> <li>・ 平成 27 年度実績報告</li> <li>・ 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画</li> </ul>
第 2 回 平成 28 年 12 月 27 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27・28 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価</li> <li>・ 平成 28 年 10 月までの実績について</li> </ul>
第 3 回 平成 29 年 2 月 21 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度再編に向けてのスケジュール (案) 提示</li> </ul>

### 15. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

#### ①市民アンケート調査 (H24.2)

15 歳以上の市民 3,000 人を対象にアンケート調査 (約 59%の回収率) を実施し、住民の公共交通の利用実態、不便に感じる行先、運行の要望、バスの維持に対する考え方等について意見等を把握した。

#### ②コミュニティバス利用者インタビュー調査 (H23.11)

コミュニティバス運行日 5 日間について、全便の利用者を対象に、利用目的、改善要望等のヒアリング調査を実施した。

③地域別検討会（H24. 7. 23～H24. 8. 10）

市内の小中学校区単位の10ヶ所において、コミュニティバスの運行に関する意見、要望等を聞き取りした。（参加者120名）

④バス停の意見募集（H24. 9. 18～H24. 10. 12）

バス停の新設・移設・廃止について市民から意見を募集した。（21ヶ所の要望）

⑤ 市内全世帯に対して各戸回覧によるバス停留所・路線等についての意見募集

平成24年9月（21ヶ所の要望）、平成25年3月（42ヶ所の要望）、計2回、各戸回覧により路線・ダイヤ等について意見募集を実施した。⇒ **平成25年11月新運行開始**

⑥ コミュニティバス利用者アンケート調査（H26. 10. 24～H26. 11. 7）

再編1年後のコミュニティバスの利用実態や意見収集のため、全8路線のコミュニティバス利用者を対象に聞き取り調査を実施した。（165件）

⑦ バス停留所に関する意見募集（H27. 9. 1～H27. 9. 25）

バス停の新設・移設・廃止についての要望を把握するため実施した。（41件）

⑧ コミュニティバス利用者アンケート調査（H27. 11. 3～H27. 11. 17）

全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、今後の運行計画づくりに反映するため聞き取り調査を実施した。（181件）

⑨ OD調査（H29. 1. 12～H29. 2. 28）

全8路線のコミュニティバス利用者を対象に、OD調査を実施した。（標本数892件）

**16. 協議会メンバーの構成**

関係都道府県	愛知県振興部交通対策課主幹、愛知県一宮建設事務所維持管理課長
関係市区町村	犬山市市民部長、犬山市都市整備部土木管理課長
交通事業者・交通施設管理者等	あおい交通(株)代表者、岐阜乗合自動車(株)の代表者、愛知県タクシー協会の代表者、公益社団法人愛知県バス協会の代表者、名古屋鉄道(株)犬山幹事駅長、愛知県警察犬山警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	中部大学教授、総合犬山中央病院地域医療連携室係長、犬山市交通婦人会の代表者、老人クラブ連合会の代表者、町会長会連合会の代表者（市民代表）、バス事業者労働組合の代表者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

---

(所 属) 犬山市市民部地域安全課

---

(氏 名) 小池、田中

---

(電 話) 0568-44-0347 (直通)

---

(e-mail) 010400@city.inuyama.lg.jp

---